

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇訓令 鳥取県収入証紙取扱細則等を廃止する訓令
- ◇告示 昭和三十一年九月鳥取県告示第四百五十三号の廃止
- ◇企業管理規程 鳥取県管企業財務規程の一部を改正する企業管理規程
- ◇企業訓令 鳥取県企業局公印規程の一部を改正する企業訓令
- ◇内訓甲 鳥取県管工業用水道建設事務所処務規程の一部を改正する企業訓令
- ◇内訓甲 鳥取県税外収入事務取扱規程の廃止

訓 令

鳥取県訓令第五号

鳥取県収入証紙取扱細則等を廃止する訓令を次のとおり定める。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県収入証紙取扱細則等を廃止する訓令

次の各号に掲げる訓令は、廃止する。

- 一 鳥取県収入証紙取扱細則(昭和二十八年六月鳥取県訓令第十一号)
- 二 県金庫印の設定(昭和二十八年七月鳥取県訓令第十三号)

附 則

この訓令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九十一号

昭和三十一年九月鳥取県告示第四百五十三号(出納長をしてその事務の一部を出納員及び分任出納員に委任させた事項について)は、昭和三十九年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十九年三月三十日

企業管理規程

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県管企業財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県管企業財務規程の一部を改正する

企業管理規程

鳥取県管企業財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 出納事務取扱店(第三十一条―第三十四条)」を「第七節 出納取扱金融機関(第三十一条―第三十四条)」に、「第五節 減価償却(第五十八条)」を「第五節 減価償却(第五十八条・第五十八条の二)」に改める。

第一条中「(昭和二十七年総理府令第七十三号)」を

「(昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「規則」という。)」に改める。

第三条第三項中「代理する。」を「行なう。」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。
(知事の事務の委任)

第三条の二 知事は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第二十八条第五項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を出納員に委任する。

- 一 小切手を振り出すこと。
 - 二 金銭及び有価証券の出納に関すること。
 - 三 物品の出納及び保管に関すること。
 - 四 指定金融機関の預金を組み替えること。
- 第四条(見出しを含む。)中「出納事務取扱店」を「出納取扱金融機関」に改める。
- 第五条を次のように改める。

第五条 削除

条十五条中「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第十六条第二項中「納額告知書又は納付書」を「納入告知書」に改め、同条第三項中「納額告知書」を「納入告知書」に改める。

第十七条第一項中「納額告知書又は納付書」を「納入告知書」に改める。

第十八条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 取扱店に預金口座を設けている債権者は、口座振替の方法により支払を受けようとするときは、知事に銀行振込依頼書を提出しなければならない。ただし、請求書にその旨を記載することによりこれにかえることができる。

第十九条を次のように改める。

(小切手)

第十九条 支払は、すべて小切手により行なうものとする。

2 出納員は、小切手を振り出したときは、直ちに小切手振出通知書により取扱店に通知しなければならない。

第十九条の次に次の三条を加える。

(小切手の記載事項)

- 一 金額
- 二 受取人の氏名
- 三 振出地及び支払店名
- 四 振出年月日
- 五 事業年度及び会計名
- 六 番号

(小切手の振出年月日の記載及び押印の時期)

第十九条の三 小切手の振出年月日の記載及び押印は、当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。

(口座振替による支払)

第十九条の四 出納員は、第十八条第二項の規定により、

債権者からその債権者の指定する預金口座に振込みの請求があつたときは、取扱店を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「銀行振込」の印を押し、銀行振込請求書を添え、これを取扱店に交付しなければならない。

第二十条第一項中「支払証」を「小切手」に改める。

第二十一条から第二十四条までを次のように改める。

(隔地払)

第二十一条 出納員は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、取扱店を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「隔地払」の印を押し、送金依頼書を添え、これを取扱店に交付しなければならない。

2 出納員は、前項の手續をしたときは、送金通知書を取扱店を経由して債権者に送付しなければならない。

(資金前渡のできる経費)

第二十二条 資金の前渡をすることができる経費は、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号。以下「令」という。)第二十一条の五第一項第一号か

ら第十一号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 即時支払をしなければその目的を達しがたい経費

二 講習会、協議会等会合に要する経費

(概算払のできる経費)

第二十三条 概算払をすることができる経費は、令第二十一条の六第一号から第四号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 非常災害のため即時支払を必要とする経費

二 交際費

(前金払の限度額)

第二十四条 令第二十一条の七に規定する前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費の前金払の限度額は、契約金額の三割以内とする。ただし、特別の理由により知事の承認を受けたものは、この限りでない。

第二十五条第二項中「納付書」を「納入通知書」に改める。

第三章中「第七節 出納事務取扱店」を「第七節 出納取扱金融機関」に改める。

第三十一条第一項中「納額告知書又は納付書」を「納入通知書」に改める。

第三十二条第一項中「発行した支払証」を「振り出した小切手」に改め、同条第二項中「支払証」を「小切手」に改める。

第三十二条第三項中「支払証」を「小切手」に改め、同条同項第一号の次に次の一号を加える。

一 の二 小切手振出通知書と符合していないとき。

第三十二条に次の一項を加える。

4 取扱店は、第一項の小切手が振出日付後一年を経過したものであるときは、その小切手の余白に支払期間経過の旨を記入し、これを呈示した者に返付しなければならない。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(一年を経過し支払を終わらない資金の収入への納付)
第三十三条の二 取扱店は、小切手の振出日付から一年

を経過し、また支払を終わらない小切手の金額を月ごとに取りまとめ、出納員に報告しなければならない。

2 出納員は、前項の金額を納入通知書により取扱店をして期間満了の日の属する年度の収入に納付させなければならない。

第五章第五節中第五十八条の次に次の一条を加える。

(特別償却額)

第五十八条の二 規則第八条第二項に規定する減価償却額に加える金額は、電気料金に織り込んだ特別償却相当額とする。

第五十九条中「及び事業実施計画」を削る。

第八章 契約

(契約保証金)

第六十五条 令第二十一条の十四第一項の規定により納付させる契約保証金は、契約金額の百分の十以上とし、その納付の時期は、契約を締結するときとする。

2 知事は、別に定める場合においては、契約保証金の

全部又は一部を納めさせないことができる。
(契約保証金に代わる担保)

第六十五条の二 令第二十一条の十四第二項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債、地方債のほか、次の各号に掲げるものとする。

- 一 鉄道債券その他の政府の保証のある債券
- 二 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七條第一項第九号に規定する金融債

- 三 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- 四 その他知事が確実と認めるもの

2 国債、地方債及び前項第三号に規定する小切手は、その金額に、その他のものは、前月平均市場価格の十分の八に相当する額にこれを換算する。

(契約の手續)

第六十五条の三 企業に関する売買、貸借、請負その他の契約は、鳥取県管企業の契約の方法の特例に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十二号)及び

この企業管理規程に定めるもののほか、鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)及び鳥取県建設工事執行規則(昭和二十八年一月鳥取県規則第三号)の例による。
第六十六条第二十五号中「納額告知書」を「納入通知書」に改め、同条第二十六号中「納付書」を「銀行振込依頼書」に改め、同条第二十七号中「支払証」を「小切手振出通知書」に改め、同条同号の次に次の一号を加える。
二十七の二 銀行振込請求書 第二十七号の二様式

第一号様式中

納額告知書又は納付書番号	
--------------	--

を

納入通知書番号	
---------	--

に改める。

第二号様式中

支払証発行	昭和 年 月 日
支払証番号	直送 No.

を

振出年月日	昭和 年 月 日
小切手番号	直送 No.

に改める。

第七号様式中

借方	支払証番号
----	-------

を

借方	小切手番号
----	-------

に改める。

第26号様式

銀行振込依頼書

振込金額	〒
振込先銀行名	銀行 店
振込口座	預金種別
受領金の内容	

鳥取県企業局から受ける上記の金額を預金口座に振り込んでください。

昭和 年 月 日

受取人 住所 氏 名 ㊞

鳥取県知事 殿

第二十五号様式中

「納額告知書」

を

「納入通知書」

に改める。

第二十六号様式及び第二十七号様式を次のように改める。

第三十号様式中

鳥取県企業局出納事務取扱店
を
鳥取県企業局出納取扱金融機関

告知書番号	金	額
-------	---	---

納入通知書番	金	額
--------	---	---

に改める。

附則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この企業管理規程による改正前の鳥取県営企業財務規程の規定により行なわれた手続その他の行為は、それぞれこの企業管理規程の相当規定により行なわれた

ものとみなす。

企業訓令

鳥取県企業訓令第二号

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する企業訓令を次
のとおり定める。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二十八号様式中

鳥取県企業局出納事務取扱店
を
鳥取県企業局出納取扱金融機関

支払証番号	金	額
-------	---	---

小切手番号	金	額
-------	---	---

に改める。

支払証号	支払支店(出張所)名
------	------------

小切手号	支払支店(出張所)名
------	------------

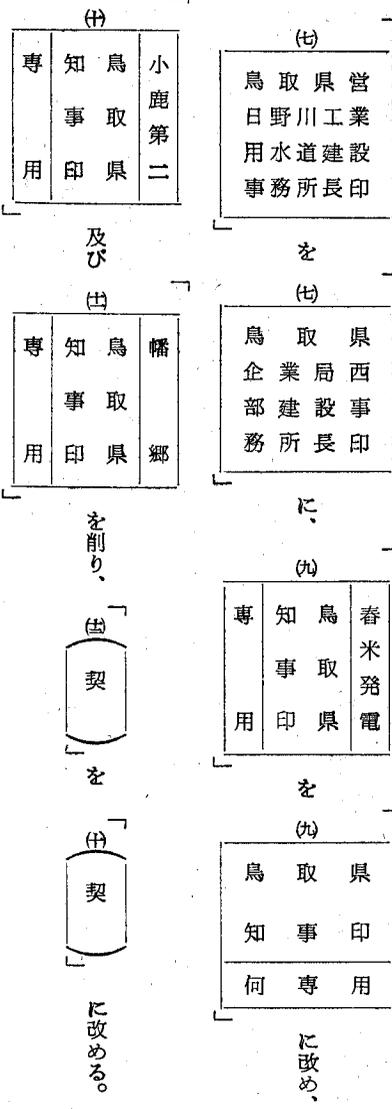
鳥取県企業局出納事務取扱店
を
鳥取県企業局出納取扱金融機関

に改める。

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する企業訓令

鳥取県企業局公印規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表のひな形中



附則 この企業訓令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県企業訓令第三号

鳥取県管工業用水道建設事務所処務規程の一部を改正する企業訓令を次のとおり定める。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県管工業用水道建設事務所処務規程の一部を改正する企業訓令

鳥取県管工業用水道建設事務所処務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程

第一条中「鳥取県管工業用水道建設事務所」を「鳥取県企業局西部建設事務所」に改める。

第二条を次のように改める。

(係の設置及び分掌)

第二条 所に次の係を置く。

庶務係

工務係

2 各係の分掌業務は、企業局長(以下「局長」といふ。)の承認を受けて所の長が定める。

第二条の次に次の一条を加える。

(職及び職務)

第二条の二 所及び係に、それぞれ次の長を置く。

所長 係長

2 所長は、上司の命を受けて処務を掌理し、所員を指揮監督する。

3 係長は、上司の命を受けてその係に属する業務を処理する。

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同

条第二項中「企業局長(以下「局長」といふ。)」を「局長」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

所長に事故があるときは、主務係長が所掌業務を代決し、主務係長に事故があるときは、あらかじめ主務

00069

係長が指名した吏員がその業務を代決する。
附 則
この企業訓令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

内 訓 甲

鳥取県内訓甲第三号
鳥取県税外収入事務取扱規程（昭和三十四年三月鳥取
県内訓第一号）は、昭和三十九年三月三十一日限り廃止
する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
（定価） 一部 月額 二五〇円（送料共） 県